

茨城県報

第6427号

昭和51年5月20日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

●国民健康保険医の登録の消除(医療福祉課).....	ページ 1
●被保険者が受ける報酬の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合の標準 価額(保険課).....	2
●保険医療機関の辞退(").....	2
●保険医の登録のまつ消(").....	2
●霞ヶ浦北浦海区における区画漁業の免許たるべき事項、免許予定日、申請期間及 び地元地区等(漁政課).....	3
●霞ヶ浦北浦水産振興協議会補助金交付要項の一部改正(水産施設課).....	5
●定款変更の認可(農地管理課).....	5
●土地改良事業の認可(7件)(").....	5
●道路の区域決定(道路維持課).....	7
●木材業者等の登録(県北農林事務所).....	7

公告

●土地区画整理組合の役員の氏名及び住所(都市計画課).....	8
●道路位置の指定(建築指導課).....	8
●開発行為の工事完了(2件)(").....	9

告示

茨城県告示第579号

下記1のものは療養取扱機関を辞退し、又下記2のものから登録消除申出により国民健康保険医の登録を消除したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令87号)第1条第1項及び第9条の規定により告示する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹内藤男

1

機関番号	療養取扱機関名	所在地	辞退年月日
083,006,3	坂本 歯科医院	竜ヶ崎市 3,363	51. 5. 1

2

登録記号番号	国民健康保険医名	消除年月日
茨国歯 第229号	坂本 勲	51. 5. 1

茨城県告示第580号

健康保険法(大正11年法律第70号)第2条第2項、日雇労働者健康保険法(昭和28年法律第207号)第4条第2項、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第25条及び船員保険法(昭和14年法律第73号)第3条第2項の規定に基づき、被保険者が受ける報酬の全部又は一部が通貨以外のもの
で支えられる場合の標準価額を次のとおり定め昭和51年5月1日から適用する。

昭和49年5月1日茨城県告示第418号は、昭和51年4月30日限り廃止する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 食事の給与
1人1月につき 13,500円
1人1日につき 450円
(朝食 120円 昼食 150円 夕食 180円)
- 2 住宅の給与
畳1畳1人1日につき 700円
- 3 被服の給与 時 価

茨城県告示第581号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第2条に基づき、保険医療機関の辞退に関し、次の事項を告示する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 保険医療機関名称 坂 本 歯科医院
及び指定記号番号 083,006,3
- 2 辞退年月日 昭和51年5月1日

茨城県告示第582号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第9条に基づき、保険医の登録のまつ消に関し、次の事項を告示する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 保険医氏名 坂 本 勲
登録記号番号 茨 歯 204
- 2 まつ消年月日 昭和51年5月1日

茨城県告示第583号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、霞ヶ浦北浦海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区等を次のとおり定める。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 公 示 番 号 霞北区第329号

2 免 許 の 内 容

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 間
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県鹿島郡大洋村大字札地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域
基点第78号 茨城県鹿島郡大洋村大字札地先の建設省北浦キロ杭建左19k25

ア 基点第78号から326度15分 88.4mの点

イ 基点第78号から320度30分111.0mの点

ウ 基点第78号から351度00分183.0mの点

エ 基点第78号から 0度30分163.0mの点

オ 基点第78号から 0度25分162.3mの点

カ 基点第78号から354度00分168.0mの点

3 制限又は条件

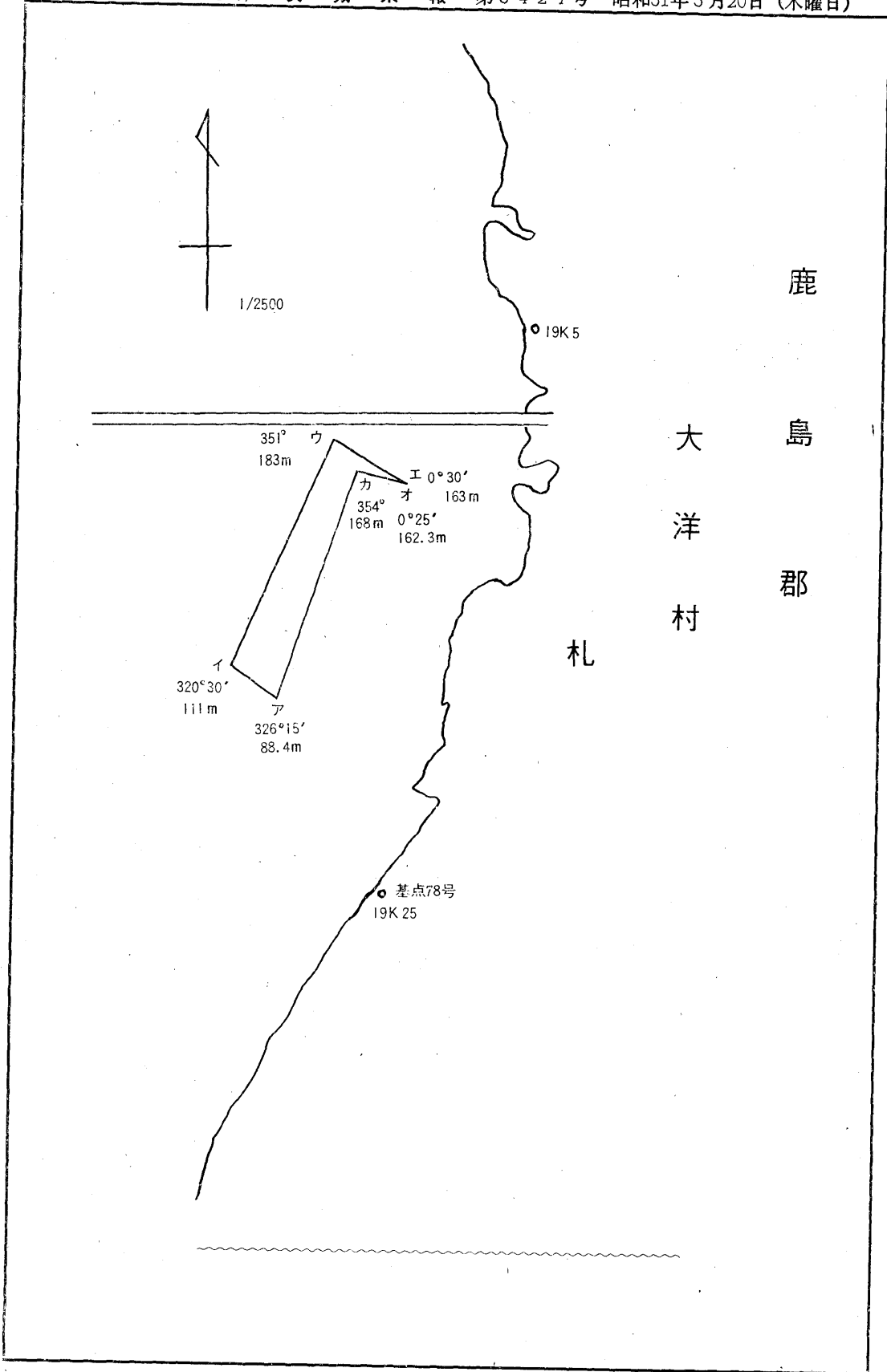
国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

4 免 許 予 定 日 昭和51年7月1日

5 申 請 期 間 昭和51年5月20日から昭和51年6月20日まで

6 地 元 地 区 茨城県鹿島郡大洋村大字札地先

7 存 続 期 間 昭和51年7月1日から昭和52年6月30日まで



茨城県告示第584号

霞ヶ浦北浦水産振興協議会補助金交付要項(昭和37年茨城県告示第223号)の一部を次のように改正する。

昭和51年 5 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第1中「はかる」を「図る」に改める。

第1中「行なう」を「行う」に改める。

第4中「行ない」を「行い」に改める。

第5を次のように改める。

(概算払)

第5 知事は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 協議会は、概算払を受けたときは、第6に規定する事業実績報告書に概算払精算書に概算払精算書(茨城県財務規則(昭和44年茨城県規則第12号)様式第103号)を添えて提出しなければならない。

第8として次のように加える。

(帳簿等の保管)

第8 事業に係る帳簿等は、事業完了後5カ年間保存しなければならない。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

茨城県告示第585号

昭和51年 4 月 23 日付で土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第95号)第30条第2項の規定により、昭和51年 5 月 11 日認可した。

昭和51年 5 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第586号

昭和49年 2 月 5 日付で南筑波土地改良区から申請のあつた南筑波地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和51年 5 月 13 日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和51年 5 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第587号

昭和50年11月6日付で小野川沿岸土地改良区から申請のあつた中山地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和51年5月11日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第588号

昭和50年12月11日仕で千波湖土地改良区から申請のあつた平戸下反田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和51年5月11日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第589号

昭和50年12月16日付で江戸崎入土地改良区から申請のあつた内浦第三地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和51年5月11日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第590号

昭和51年1月26日付で山王川土地改良区から申請のあつた山王川地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和51年5月11日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第591号

昭和51年2月9日付で江連用土地改良区から申請のあつた鯨地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和51年5月11日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第592号

昭和51年2月5日付で石岡市長鬼沢賢造から認可申請のあつた仲丸地区土地改良事業を昭和51年5月11日付で土地改良法(昭和24年法律195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和51年5月1日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県告示第593号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和51年5月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年5月20日

茨城県知事 竹内 藤 男

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	県 道	粟生木崎線	鹿島郡神栖町大字深芝字堀川 2935番の97から	25.00	1,043.00	
			鹿島郡神栖町大字深芝字五郎台 2805番の5まで			

茨城県告示第594号

茨城県木材業者登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和51年5月20日

茨城県北農林事務所長 渡 辺 弘 文

第1種業者登録

登録番号	登録年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
北農林 第1号	昭和 51. 5. 6	水戸市桜川1 丁目6番12号	代表者 有馬 輝昭	株式会社 幸 建	住所に同じ	前記に同じ	販 売	

公 告

●土地区画整理組合の役員の名及び住所

刈谷土地区画整理組合の役員については、組合において定める定款第31条の規定による任期満了により改選の結果、新役員の名及び住所の届出があつたから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和51年5月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

理事長	中 島 正 男	稲敷郡牛久町大字牛久288番地
理 事	大 田 佐	" 城中6-1番地
"	昼 田 菊五郎	" 城中428番地
"	宮 本 進	" 牛久6番地
"	市 村 四 郎	竜ヶ崎市若紫町3391番地
"	横 田 嘉 司	東京都北区浮間3-34-33
"	藤 田 明	稲敷郡牛久町大字城中377番地
"	木 村 重 夫	" 63番地
"	関 口 繁	" 234番地
"	野 口 文 雄	" 379番地
"	蛭 原 義 範	稲敷郡茎崎村大字天宝喜654番地

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和51年5月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
境土木指令 第159号	51. 5. 6	初見 喜市	猿島郡三和町大字谷貝675-1	猿島郡三和町大字谷貝 1297-19	6.00	50.00
" 第160号	"	鈴木芳太郎	" 総和町大字 积迦877	" 総和町大字水海 字道城女2519-1	4.00	26.00
" 第161号	"	秋庭茂太郎	古河市大字大山 1284	古河市大字大山字新田 耕地 1284-6, 7, 8, 9	4.00	34.00
" 第162号	"	鷹見安二郎	" 大字古河 6725-1	" 古河市大字原字 ラントウ西419-10	4.00	27.00
" 第163号	"	(株)三和開発 代表取締役 山中 信男	東京都豊島区北 池袋1-11-4	猿島郡三和町大字恩名 字細野765-3	4.50 4.50	15.92 18.00

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき次の地域の工事が昭和51年5月1日完了したことを公告する。

昭和51年5月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市井野字前土井503番, 504番, 504番の1, 537番, 538番, 542番, 543番, 544番, 545番, 546番, 547番, 548番, 549番, 550番, 551番, 552番, 553番, 554番, 555番, 556番, 562番, 563番, 564番, 565番, 566番, 567番, 575番, 576番, 577番, 578番, 581番, 582番の1, 582番の3, 583番, 584番, 585番, 586番, 587番, 588番, 709番の2, 710番, 711番の2, 731番の2, 582番の2

2 事業主の住所及び氏名

大阪市東区本町4-1

岩谷産業株式会社

代表取締役社長 岩 谷 直 治

都市計画法(昭和43年法律第100号)第35条第3項の規定に基づき, 次の地域の工事が昭和51年5月6日に完了した。

昭和51年5月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字前林字北新田2235番及び2236番

2 事業主の住所及び氏名

古河市牧野地123

黒 岩 桂 三

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和51年4月1日から送料とも1カ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所